

令和元年 5 月 14 日

厚木市長 小林 常 良 様

厚木市個人情報保護審査会  
会 長 玉 卷 弘 光

プレミアム付商品券事業に係る要配慮個人情報の取扱い、個人情報の本人外収集、目的外提供等及び本人通知の省略について（答申）

平成 31 年 4 月 12 日付けで意見を求められた、標記事務における厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づく要配慮個人情報の取扱い、第 9 条第 3 項第 6 号の規定に基づく本人外収集及び同条第 5 項の規定に基づく本人通知の省略並びに第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく目的外提供等及び同条第 2 項の規定に基づく本人通知の省略については、4 月 23 日開催の審査会での審議の結果、次の点に留意することを前提として、条例に照らし適当なものと認めましたので答申します。

- 1 取り扱う個人情報は、所得情報が反映された情報であることから、情報の漏えい等の防止について十分留意すること。
- 2 特に、施設入所児童等及びDV被害等に係る個人情報の取扱いについて、他自治体間との連絡調整に当たっては、情報を流出し、濫用され、及び他の用途に使用されることがないように十分留意すること。
- 3 プレミアム付商品券事業対象者のうち、住民税非課税者宛てに購入引換券交付申請書を送付する際には、所得情報が反映された結果、同申請書が送付されることになることから、非課税世帯であるという事実が世間一般に知れ渡ることがないように、封筒の形状や表示内容に配慮するなど、発送事務について十分留意すること。